

【学術論文（査読無し）】

近代日本における財産区制度の変遷と長崎

中木原 真紀*・梅津 千恵子**

Transformations of the Property Ward System in Modern Japan and Nagasaki

Maki NAKAKIHARA, Chieko UMETSU

Abstract

In light of Japan's aging society, its diminishing number of children and the depopulation of regional communities, the reactivation of regional communities has become an important policy issue among local governments. Toward this end, the role of systems such as the property ward (*zaisanku*) system has been discussed. The property ward is a system of community resource management that can be traced back to the Edo era (1603–1867), in which the land, waterways and forests are managed for the benefit of the local community. The *iriai* system, i.e., the right of common resources, had been developed earlier but after the Meiji restoration in 1868, the *iriai* system was transformed to the property ward system. The property ward system has also experienced various government institutional transformations regarding the rights of resource use in the community. An “old property ward” was formed after the merger of municipalities during the Meiji era (after 1868), and a “new property ward” was formed during the Showa era (1926–1989). Mergers of municipalities that took place during the Heisei era (1989–present) created a problem of decreasing flexibility in the management of property wards. In 1889, when Nagasaki City was inaugurated, a total of 28 property wards were newly established to manage the common resources for the benefit of the local communities under the City's administration. Since then, Nagasaki City experienced a series of expansions and continued to merge property wards under city administration, and there are now 87 property wards in Nagasaki City. Although the property wards in rural areas have been well documented, not many studies deal with urban property wards in Japan. In the present study we investigated the history of the property ward system in modern Japan and the current status of communal resource management system in Nagasaki City.

Key words: property ward, common pool resources, *zaisanku*, *iriai*, community resource management, Nagasaki

1. はじめに

近年、我が国では、経済のグローバル化に伴う産業構造の変化に加え、少子高齢化や地方の過疎化が進み、地域社会が疲弊している。そのような状況の中で、地域の活力を取り戻すため、地域活性化活動が活発化している。これに伴い、地域資源の価値が再評価され、特に1960年代以降、資源の持続可能な管理システムであるコモンズについて積極的に議論が交わされるよう

になった。コモンズとは、Hardin (1968) が発表した、「コモンズの悲劇」で注目されるようになったものであり、自然資源の共同管理制度、および、共同管理の対象である資源そのものを指すものであるとされる (Feeny et al., 1990)。また、日本のコモンズ研究者である三俣 (2001) は、コモンズを、共有的な資源に対して「入り会」う権利を有した住民が、資源枯渇や乱獲を回避するためのルールを自主的に設けて、資源の持続的な管理・運営を図っていく制度ないしは組織と捉える傾向が一般的であると述べている。

我が国においては、このコモンズに相当するものの一つとして、近世以降に発達した入会制度が挙げられ

*長崎大学環境科学部

**長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

受領年月日 2014年7月1日

受理年月日 2014年7月22日

る。入会制度とは、江戸時代以降みられるようになった、ある一定の領域の地域住民が、自らの生活を支えるために山・川・土地を共同で利用・管理する制度・組織のことである。この入会地の中には、明治初期に行われた、地租改正事業や官民有区分事業などの近代化所有権の導入により、私有化あるいは公有化されたものがあった。現在、公有化されたものの一部は、その後の明治・昭和の大合併を経て、特別地方公共団体である、財産区という形で現代に残されている。

本稿では、財産区制度が、どのような歴史的、制度的変遷を辿って現在に至ったのかを過去の文献から概観し、現在の財産区の状況を把握し、さらに長崎市における財産区の歴史と現在の状況を理解し、その特徴と問題点を把握することを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。2節では日本におけるコモンズ研究の概要を欧米の研究と比較しながらレビューする。3節では財産区制度の歴史的変遷を過去の文献から整理する。4節では現在の財産区制度の特徴と概要を述べる。5節では長崎市の財産区の概況を述べ、その特徴と問題点を考察する。

2. 先行研究の概要

2.1 欧米のコモンズ研究

人間社会は、自然環境の一部として存続しており、人間社会の構成要素は、大きく分けて、公的領域、共的領域、私的領域の3つがあると言われている(Hardin, 1968; 鳥越, 1994 など)。これら3つの領域は、必ずしも各々が独立しているわけではなく、互いに入り組んだものであるが、互いに固有の特徴をもち、人間社会の中で独自の役割を果たしている(三俣ら, 2010)。

人間社会の構成要素である共的領域の中で使用されるあらゆる資源は、必然的にその資源の乱開発や劣化を招くと予測したのが、1968年に、サイエンス誌で「コモンズの悲劇」を発表したHardinである。この論文の主題は、人口過剰問題を解決する自生的秩序成立の不可能性であるが、この論文の重要な意義は、その比喩として、共有資源の管理について述べていることにある。Hardinは、共有資源の特徴によって、大規模な資源の枯渇が引き起こされやすくなるという概念を一般化したのである。

また、Hardinは、この共有地での悲劇の解決策として、共有地の私有地化、または、公的所有化を提示した。しかし、今日、共有資源の管理に関する事例研究が進み、Hardinが提示したような、私有化か公有化の二者択一の理論は、実際の事例とは一致せず、実際

の事例は、私有化か公有化の二者択一で決定づけられるものではないとして、議論されるようになった(間宮ら, 2013)。

Hardinの理論の不完全さを主張し、補完を試みた論文の一つとして、Feeny et al. (1990)の「「コモンズの悲劇」—その22年後」(田村典江訳)が挙げられる。彼らは、共有資源の特徴は、非排除性と競合性にあると論じた。排除性とは、利用者の資源へのアクセスを制限することが可能であるということである。しかし、動物、水や大気など移動性のある資源の場合、このアクセスの調整は非常に難しくなり、非排除性という特徴となる。もう一つの共有資源の特徴である競合性とは、ある一部の利用者の資源利用が、他の利用者の資源利用を減少させるということである。彼らは、共有地の事例研究を通して、共有資源を「排除が難しく、共同で利用するさいには、競合性をともなう一群の資源」だと定義した上で、Hardinの理論は、共有地に排除と利用規制をもたらす制度上の取り決めや、個々の共有地が持つ文化的要因の存在を見過ごしていることを主張した。そして、資源の特性と、所有権制度のような意思決定の取り決め、利用者と規制者の間にある相互作用の特性などの、複雑な相互作用を考慮しなければ、共有地で発生することは理解できなるとした。彼らは、Hardinが示唆したように共有地を完全に私有化、もしくは公有化することや、共同体所有権を完全に国家から共同体へ移すことには否定的であり、日本の沿岸漁業が持つ、法律で保障された排他的な漁業権を、共同体所有制の成功例として挙げ、国家は、資源保全と利用者団体間での権利配分の分野で、その力を発揮すべきだと論じた。また、彼らは、このような共有地の共同管理におけるメリットは、地域のローカルな知識を活用して長期間にわたる利用と利用者に関する利益の調整を、共有地内部のルールを設けることで、潜在的に低い処理コストで行うことができる点であると結論付けた(Feeny et al., 1990)。

このように、欧米におけるコモンズ研究は、Hardinの理論に対して、FeenyやOstrom (1990)等、多くの研究者たちが、コモンズが国有化または私有化されることの弊害を論じ、補完や反論を試みながら発展してきたのである。

2.2 欧米と日本におけるコモンズ研究の違い

三俣ら(2008)は、コモンズを考える上で、注意しなければならないこととして、英語圏のコモンズと日本のコモンズの意味合いの違いについて述べている。その定義は、完全に一致するものではなく、それぞれ

のコモンズ研究の方向性も異なっている。

現在、日本で用いられているコモンズは、英米語の **commons** をそのままカタカナ表記にしたものである。その語源は中世イギリスにあり、当時のイングランドでは、**right of common** (コモンズの権利) という形で用いられていた。しかし、このコモンズの権利は、領主や王室の所有する土地の一部の産物を、土地所有者以外の方が利用する権利のことであり、財産の管理・処分権能は、共同体に共同的に帰属し、使用・収益の権能は、その構成員に個別に帰属する日本の入会とは大きな違いがある。

この違いから、これまでの英語圏のコモンズ研究は、「所有」制度に基づく議論に傾斜し過ぎていたという評価もある (井上, 2004)。一方で、日本のコモンズ研究は、地域内の物質循環を円滑に機能させ、村落共同体の互酬的關係や共同意識を醸成するために機能していた入会という具体的な制度の持つ環境保全的機能を積極的に評価してきた (廣川, 2010)。このように、英語圏のコモンズと日本のコモンズとでは、その機能や沿革の違いから、これまで蓄積されてきた研究の方向性は、若干異なったものとなっている (間宮ら, 2013)。

2.3 日本のコモンズ研究

現在、コモンズを研究対象としている学問領域は、経済学、社会学、法学、人類学 (民族学)、民俗学、政治学、農学、林学、水産学、地域研究など多岐にわたり、コモンズ論は学際的な環境学の一分野として確固とした地位を築いている。日本におけるコモンズ研究は、地域資源の持続可能な管理・利用システムとしてのコモンズが研究対象とされ、環境分野において発展を遂げてきた (間宮ら, 2013)。

地域の共有資源に注目した研究は、1960年代前後から盛んに行われるようになった。初期のコモンズ研究では、川島ら (1959) は、近代的所有権が導入された明治以降の、入会権の解体の実態を明らかにすることを目的として、日本全国のローカルコモンズについて、歴史や現状、抱えている問題について詳しい実態調査を行った。また、渡辺 (1974) は、明治以降の入会地の解散に関する財産区の歴史的背景を踏まえ、財産区制度に関わる入会地を類型化し、共有入会地と、財産区有地の区別基準を検討した。また、倉田 (1977, 1978) は、神戸市における財産区での事例研究を調査し、大都市での財産区管理の実態を調査している。

近年では、日本のコモンズの一つの形態である財産区に焦点を当てた研究が盛んになっている。三俣学は、多くの財産区の個別事例から、日本のコモンズの特徴や抱えている問題点を指摘し (三俣, 2001; 三俣, 2004; 三俣ら, 2008)、日本のライフスタイルの変化によって影響を受けている財産区の現状を浮き彫りにした。また、泉・齋藤・浅井・山下 (2011) は、日本のコモンズの基礎的情報の積み上げとして、全市区町村を対象とした財産区の実態調査を行い、独自財産を持つ財産区の存在価値の可能性を指摘した。加えて、蓄積されたコモンズの事例研究から、自給的機能や環境保全的機能、地域財源機能、弱者救済機能など、多機能な伝統的ローカルコモンズが、外部社会の変化に対して、どのような対応をとり、どのような関係性を築いていくべきかが構想され始めている (廣川, 2010)。

日本におけるコモンズ研究者の草分けの一人である井上真は、熱帯地域の参加型森林管理について調査し、住民参加・市民参加によるローカルコモンズの再生の可能性を見出した。その上で、地域住民、市民、行政、企業の間で距離感覚を大事にした自然資源の共同管理を実現することが理想だと論じ、共用資源保全のための戦略として、「協治戦略」を論考した (井上, 2001; 井上, 2004; 室田編, 2009)。一方で、三俣ら (2010) は、井上の協治戦略は、コモンズの管理・活用に関与する主体が、そのコモンズに対して強制的・協働的行動をとるという前提条件が満たされる場合に活かされるものであるが、主体の中には、コモンズを崩壊・衰退させる意図を有する主体もおり、その場合、井上の提唱する協治は成り立たないと主張した。そして、財産区での事例研究を根拠に、コモンズ内部の均衡を崩そうとする外部主体に対し、コモンズの構成員が抵抗し、コモンズを守る有効な戦略として、「抵抗戦略」を論考した。井上や三俣が提唱した戦略は、閉鎖的な伝統的コモンズの戦略であるが、その手法は対照的なものである。廣川 (2010) は、これらの論説は、地域の環境資源に対して、明確な外部主体が存在する場合のものであり、伝統的コモンズ内部の要因によるコモンズの衰退・消滅には対応できないと主張した。その上で、入会活動が衰退しつつある財産区での、観光会社との連携による、新たな管理・利用システムを構築した事例から、外部社会の変化に対して、コモンズ内部を柔軟に変化させ、外部の影響を最小限に抑えることでコモンズの衰退・崩壊を抑止する「対応戦略」を論考した。表 1 は、ここで紹介した 3 種類の戦略の差異とその対比を示している。

表1 協治・対応・抵抗戦略の差異とその対比

	協治戦略 (井上) 理想主義的コモンズ	対応戦略 (廣川)	抵抗戦略 (三俣) 現実主義的コモンズ
外部からの インパクト への対処方法	外部と共に積極的にコモンズ内部を変革(外部と協働、可能な限りコモンズを開く)	外部インパクトに適した形へ内部を変化させる(社会の影響を恭順的に受け入れる)	外部インパクトに対し抵抗(外部の排除、コモンズをより強固に閉じる)
外部者の 位置づけ	善意の外部者との開かれた地元主義に基づき協働する戦略	外部者が不在 抵抗も協働もできない場合の戦略	悪意を有する外部者に対し、コモンズ維持のために抵抗する戦略
望ましい 結果	外部者と協働し、外部社会に適した新たなコモンズを形成する	外部インパクトを受け入れ、枠組み内でコモンズを順応させる	外部者に対し、妥協と柔軟な対応を望む。内部で強固な団結を誘発させる

廣川 (2010) を筆者改変

このように、現在、多くの研究者によって日本のコモンズを活かした地方自治の今後のあり方が考察されているのである。

3. 財産区制度の歴史の変遷

財産区制度とは、市町村合併後も旧町村などの共有財産を地元民が手元に確保しておくことのできる、1947 (昭和 22) 年に制定された地方自治法上の制度である。財産区には、「市町村の一部で財産を有し、もしくは公の施設を設けているもの」と「市町村の廃置分合、境界変更の場合において協議にもとづき市町村の一部が財産を有し、もしくは公の施設を設けるもの」の二種類がある (地方自治法 294 条第 1 項)。前者は、1889 (明治 22) 年に市制・町制が施行されてから、形成されたものであり、「旧財産区」と呼ばれている。後者は、市制・町制以後の町村合併あるいはこれに伴う分離、境界変更によって生まれたものであり、「新財産区」と呼ばれている。ここでは、財産区がこのような形態に至るまでの財産区の軌跡を整理する。

3.1 財産区の沿革

財産区前史

財産区の前史は、入会集団の存在にあり、その起源は、江戸時代早期まで遡る。当時のむら (現在の大字や集落など) では、入会的利用慣行が成立しており、住民が入会集団を組織し、入会権者として林野、溜池、水利施設、墓地、宅地などの財産を共同で管理・利用していた。彼らが管理・利用していたものの中でも、村持ちの山林野は、個人の私生活及び私的生産を支える、むらにとっては必要不可欠なもので、彼らは、

利用時期や使用道具、採取量などを制限し、独自のルールを設けて財産の再生産性を維持していた。この歴史的事実から、入会財産はもともと単独ではなく、共有の、人民の財産であったという評価ができる (泉ら、2011)。

明治初期の近代的所有権の導入時

しかし、この入会地の私有財産性は、明治維新後の近代的所有権の導入によって否認された。このことは、その後の共有林管理の在り方に大きな影響を与えた。

第一に、1872 (明治 5) 年に実施された地所永代売買解禁と地券交付などの地租改正事業である。地租改正とは、地価を算定し、それに応じた租税を徴収するものであり、土地所有権の確認作業を必要とするものである。このため、地券取得を迫られることとなった入会地は、大きく分けて、個人有、記名共有のような、個人が名を連ねる方法と、江戸時代のむらを中心とする団体名義での方法の、2種類で地券を獲得した。どちらの方法を選択するかは、便宜や形式の問題に過ぎず、地券取得を行う、むらの自由であった。しかし、入会地の地券取得に関しては、個人名義と団体名義、どちらを選択したかによって、1888 (明治 22) 年の明治の大合併以降、法的取り扱いに差異が生ずるようになる (泉ら、2011)。

第二に、1874 年 (明治 7) 年の太政官布告「地所名称区別改正」による官民有区分事業である。ここでは、無税となる官有地 (国有地) と地租徴収の対象となり地券が交付される民有地に分けられた。入会地が民有地として認可される基準は厳しく、地域住民が自然の産物の採取のみに利用してきた土地は積極的に培養し

なかった土地とみなされ、官有地に編入された。これにより、入会地は、生活の基盤をなし、継続的な利用がなされていたにも関わらず、自給的利用が主であったために、その多くが官有地に編入されてしまったのである。これに反発した入会権者らは、官有化された入会地を取り戻すために、払い下げを求める運動を起こした。その結果、その一部は払い下げに成功したが、多くは官有のままであった。

明治の大合併と旧財産区

前述したように、地租改正時に地券を取得した入会地は、個人名義と団体名義、どちらの地券取得方法を選択したかによって、その後の扱いに大きな差異が生まれた。その差異を生んだのが、1888(明治21)年から全国的に勧められていた町村合併(明治の大合併)と、1889(明治22)年施行の市制・町村制である。

官民有区分の際、政府は、民有地となった入会地を、公有財産ではなく、人民共有の私有財産と捉えていたが、町村合併を機に、公共財産として扱うために、公有財産としての部落有財産という考え方をするに至った。こうすることで、村持・部落有の財産を市町村のコントロール下におくことができると想定したからである。しかし、このような政府の方針は、またしても入会権者である住民の不安と反発を生んだ。

そこで政府は、市制・町村制に2つの規定を加えることで、彼らの反発を抑えようとした。その1つが、公有地上の入会慣行を保証する旧慣使用権の認容である。しかし、政府は、この権利は、「民法上の権利」ではなく、「条例上の権利」だとして、市町村の必要により取り上げうるものだとした。もう1つの規定は、区会・区総会の設定である(現在の旧財産区)。政府は、固有の議決機関として区会・区総会を設けることを認めたが、設置するか否かは、府県の自由裁量としていた。このため、区会・区総会を設置した例は少なく、多くは、村持・部落有地のままであった。

個人有や記名共有名義で地権を獲得した入会地に関しては、次第に私有地に転じ、生産森林組合化されたものやそのまま入会慣行のある私有地として残ったものなど、様々であった(泉ら, 2011; 岡本, 2010)。

また、岡本(2010)によると、区会・区総会を設置せずに維持されてきた部落有財産については、それが市町村の一部としての財産なのか、部落有住民の入会財産なのかが問題となり争いが生じている。部落有財産が、市町村の一部であれば、管理処分議決権は町村議会にあり、入会財産であれば、町村議会の議決は必要ない。これに関しては、判例と行政庁の見解が異

なっており、現在でも、部落有財産が財産区財産かどうかの判断が難しい状況が続いている。

部落有林野統一事業の影響

その後も、政府は村持・部落有の私有財産を新市町村有財産に編入するため、1910(明治43)年から開始された部落有林野統一事業により、市町村有への統合を計画した。しかし、この事業は、部落有林野の林材全てを無償・無条件で新市町村に編入するというものであり、部落有財産の中でも重要度の高かった林野の市町村編入を、入会権者が容易に受け入れるはずがなく、政府の思うようには進まなかった。そこで、事業の停滞の打開策として、1919(大正8)年に、この条件を緩和し、適度の分割の認可、産物の採取の認可、造林収益の分与や造林の許可などの条件付の統一も認めるようになった。これにより、統一事業は若干進んだが、全ての入会林野解体とまではいかず、この政策は1939年に終了した。この結果、部落有地は、無条件統一地、条件付統一地、未統一地の3類型に区別されることとなり、条件付統一地という形式市町村有・実質部落有という形態の共有地を出現させたのである(泉ら, 2011)。この形態は、その後の昭和の大合併時に、共有地の形態に大きく関係することになる。

昭和の大合併と新財産区

第二次世界大戦後、1947(昭和22)年に市制・町村制に代わって新たに地方自治法が制定され、公有地での入会については、市制・町村制の規定が引き継がれることとなった。しかし、戦後の市町村事務には、新しい公共事業に関する多くの事務が加えられた。この行政事務の効率的処理を目的として、政府は、1953(昭和28)年に町村合併促進法を施行し、市町村の規模拡大を図った。これが昭和の大合併である。政府は、林野の帰属問題に関して、町村・住民間の利害対立で、町村合併が進展しないことを恐れ、合併促進法第23条第4項に、新財産区の設定の規定を加え、合併関係町村の協議により、合併関係町村に属していた区域を単位とする財産区を設置を認めた。

渡辺(1974)によると、この結果、現在、以下の3つのタイプの入会財産が設置されるに至ったのである。

ア) 実質入会・形式旧財産区

部落を単位とし、入会財産としての実質を残す旧財産区

イ) 純粹入会

旧町村の実質的支配が及んでいる財産区

ウ) 実質入会・形式新財産区

旧町村を単位とするが、部落の入会慣行を存続している条件付財産区

図1は、この節で扱った財産区制度の沿革を、泉ら(2011)、岡本(2010)、三俣ら(2008)の財産区に関する記述をもとに、筆者らが作成したものである。市制・町村制で区会または区総会を設置しなかった部落有財産については、現在も、その所有主体について争いがあるが、ここでは、区会または区総会を設置しなかった財産を部落有財産であるとした。

3.2 平成の大合併が財産区に与えた影響

平成の大合併とは、1995(平成7)年に地方分権一括法によって合併特例法の改正が行われた際、基礎的自治体の強化の視点で、市町村合併後の自治体数を当時の約3200から、1000にすることを目標として推し進められた合併である(総務省HPより)。

1953(昭和22)年に、地方自治法が制定されて以来、合併を機に財産区を新設することが可能となり、昭和の大合併では、多くの財産区が生まれることとなった。一方で、その後の平成の大合併では、財産区数に大きな変動はなく、横ばいのままであった。しかし、平成の大合併のもつ特徴から生じた問題や新しい動きもあった。ここでは、平成の大合併後の財産区の動きについて述べる。

第一に、市町村合併後、新市町村と旧市町村の財産区への認識の違いが原因で、財産区の運営に支障をきたしている問題について述べる。平成の大合併の特徴の一つとして、その合併範囲が極めて広域であることが挙げられる。その弊害として、財産区の収益を自治体運営の財源とする用途内容が、新市町村の一体性を損ねると指摘され、財産区資金の用途を大きく制限される地域が出てきているのである。

以下は泉ら(2011)の調査結果に基づく。例えば、2005(平成17)年に、愛知県豊田市と合併した、旧・東加茂郡稲武町である。稲武町では、町内の全13の自治体に財産区が設置されており、財産区内での、共同造林や土地貸付事業から得られる利益は、自治体の運営を支え、地域自治の意欲を育むことにも繋がっていた。また、稲武町の財産区の地域での意義は、旧稲武町職員にも認められており、町全体で円滑で自律的な財産区運営が行われていた。しかし、合併後、豊田市は、稲武町財産区の、収益を自治体運営の財源とするという用途内容が、市全体の一体性を損ねるおそれがあると

指摘した。その結果、稲武町の13の財産区は、財産区の収益の用途を大きく制限され、財産区運営は、非常に自由度の低いものとなった。これまで地域住民による共同での財産区運営が成立していた農村地域と、財産区を持たなかった都市部の間には、その財産区への認識の差がある。そのような、財産区への認識の違いのある地域が合併することで、都市部と山村部の間に軋轢が生じ、共有財産の管理に支障が生じているのである(泉ら, 2011)。このような事態が生じている財産区は、他にもあると考えられる。

第二に、財産区の解散について述べる。平成の大合併以前の財産区の中には、市町村に編入され、財産区の運営が不自由になることを予想し、解散したものもある。表2は、平成以降に解散した全国の財産区の解散後の形態を示している。平成以降に解散した財産区は74あり、そのうちの6割を超える47の財産区が、その後、新市町有財産となっている。泉ら(2011)は、市町村有化された財産について考えられる原因として、当該財産の、共有財産としての機能が薄れ、保有価値を失っていたか、財産区民の活動が減少し、実質市町村有財産となっていたかの2つのケースを挙げた。

一方で、解散後に市町村有以外の形態を選択した財産区に関しては、新市町村が財産区の管理権限を制限することを懸念し、行政の干渉が少ない選択肢として、部落有財産の権限を保持したものであると考察している。倉田(1977)も神戸市との合併時に、村有財産が地区の発展のために制約なしで活用できるように財団法人となった例を述べている。

財産区解散後、保有財産を市町村有化することを選ばなかった事例の一つとして、和歌山県田辺市と合併した、旧・大塔村の3財産区の解散を取り上げる。

大塔村では、当初、村内の3財産区を新田辺市に引き継ぐ方針であった。しかし、合併協議が進むうちに、合併後の新田辺市の財産区に関する事務体制や運営方針が明らかとなり、これまでのような財産区運営が困難になることが分かった。このことから、村では、各財産区で協議の結果、財産区を新市町村に引き継がずに解散することとした。この地区では、暫定的な措置として、資金は区長会に預け、土地は既存の認可地縁団や生産森林組合などの法人格を持つ組織に名義を借りる形で登記されている(泉ら, 2011)。認可地縁団体制度とは、市町村長の認可により、法人格を付与された、自治会や町内会などの地縁団体である。財産区制度との共通点が多く、財産区解散後の管理形態として選択されるケースも確認されている。

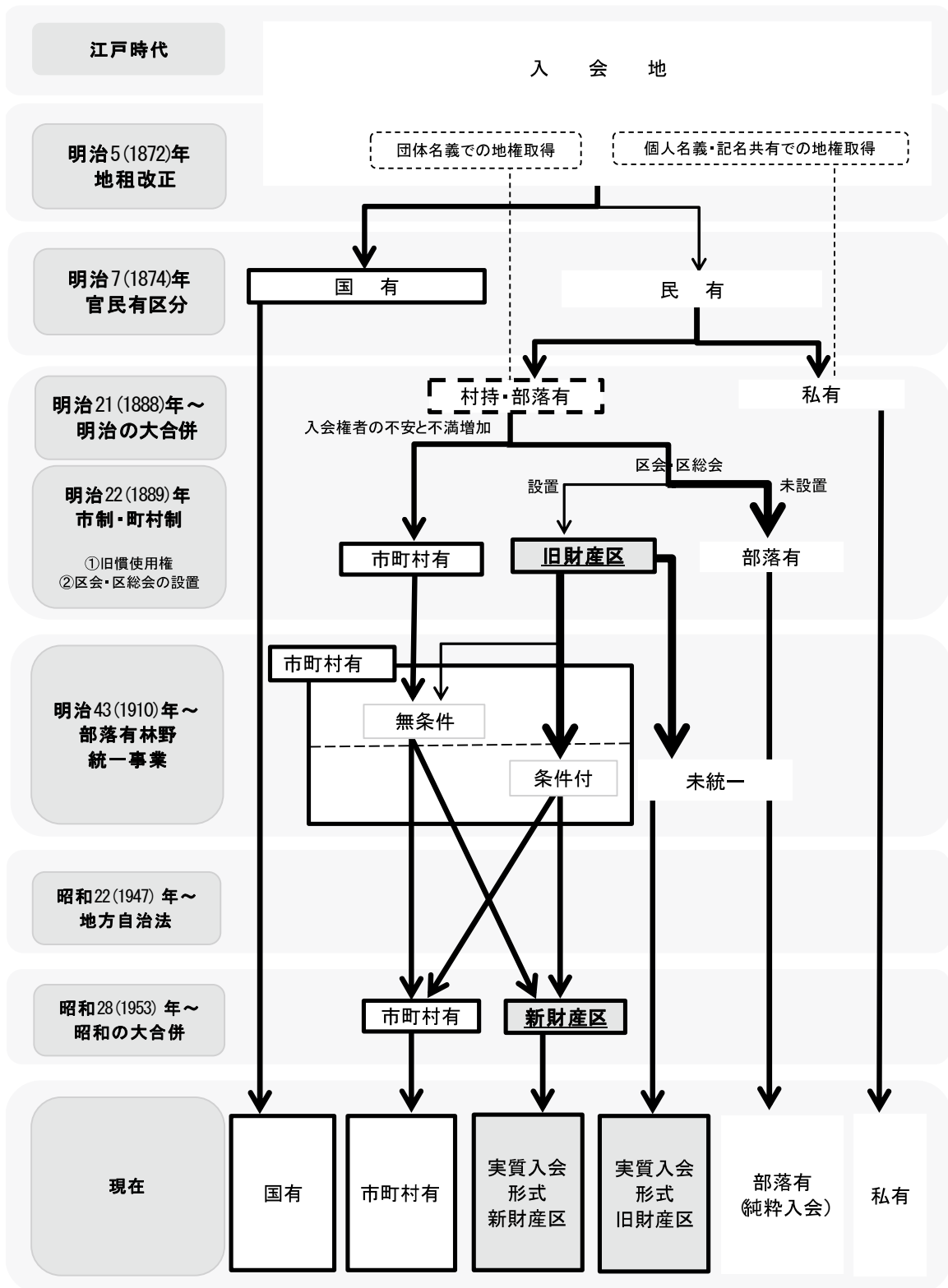


図1 財産区制度の沿革

三俣ら(2008), 岡本(2010), 泉ら(2011)を参考に筆者作成

表2 平成以降に解散した財産区の所有形態の変化

解散の時期・契機	個人有	共有	市町村有	認可地縁 団体有	無回答	合計
平成の大合併に伴う解散	0	1	12	6	10	29
合併特例法(H12)以降の運 営方針変更による解散	1	0	19	4	1	25
平成元年～合併特例法 (H12)以前の合併もしくは 方針変更による解散	0	0	14	1	3	16
解散理由無回答	0	0	2	0	0	2
平成以降の解散	1	1	47	11	14	74

泉ら、『コモンズと地方自治』（日本林業調査会, 2011）, pp.74 より引用

このように、財産区として運営し続けることで、財産区資金の使途が限られることが予想された地域では、財産区を新市町村に引き継がず、解散してその他の形態をとる場合もあるが、財産区解散後の資金および土地の引き継ぎ方は苦慮されており、今後の土地管理が危ぶまれているのが現状である。

前述のように、平成の大合併では、その数自体には大きな変化は見られないが、旧市町村住民と新市町村住民の間、旧市町村と新市町村の間の認識の差によって、共有地の管理と活用に、問題が生じ、その運営の自由度の低下が深刻化しているのである(泉ら, 2011)。また、この他にも、国内産の木材価格の低迷や、ライフスタイルの変化による、共有地内で生産される資源の利用率の低下、少子高齢化による財産区管理の後継者不足、市町村に編入する住民(新財産区民)が財産区管理にどう関与するかなどの問題が山積し、財産区民全体の財産区への意識の低下が危惧されているのが財産区の現状である。現在、形骸化した財産区が増加することによって、これまで管理と利用で成立していた地域のコモンズの衰退・荒廃が問題視されている(三俣ら, 2008; 泉ら, 2011)。

4. 財産区制度の概要

現行の財産区制度は、市町村合併後も旧町村などの共有財産を住民が手元に確保しておくことのできる、1947(昭和22)年に、地方自治法第294条～297条で定められた制度である。ここでは、財産区の現状を把握するために、現行の財産区制度の主な特徴と、現在の財産区の概況についてまとめる。

4.1 財産区制度の特徴

財産区の権能

表3に示しているように、財産区は、市町村と別個の法人格をもつ特別地方公共団体であると示されている(地方自治法第294条)。財産区は、固有に執行機関を持たないため、執行権や代表権は市長にある。また、財産区は、その財産の所有主体ではあるが、あくまでも市区町村に属する団体であるため、一般公共団体のような行政上の広範な権利能力は持たない。つまり、財産区には財産の新たな取得権能はなく、独自に所有する財産の管理・処分、廃止の決定を行うことのみ可能なのである。

財産区域と構成員

財産区の区域は、歴史的な経緯から旧財産区と新財産区とでは以下の様に異なっている。旧財産区の区域は、明治の町村合併以前の旧村が基本であり、部落の単位で構成されている場合が多い。一方、新財産区の区域は、昭和の大合併以前の市町村の区域を継承している。よって新財産区の区域は、明治の町村合併で既に複数部落が合併した区域であるという理由から、旧財産区よりも管理区域の面積は広域であることが多い(泉ら, 2011)。

財産区の構成員については、市町村の住民で、当該財産区に居住するものは、全て財産区住民となり、また全ての住民は、財産区の住民として平等な権利義務を持っている。しかし、当該財産区に実質入会集団が存在している際は、住民の中の入会集団の構成員だけが財産区に対する権利を行使している場合が多いことが述べられている(泉ら, 2011)。

表3 地方公共団体の種類

地方自治法§1-3、§8、§252-19、§252-22、§252-26-3	
普通地方公共団体 ※組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。	都道府県
	市町村
	指定都市 要件：人口50万以上の市のうちから政令で指定
	中核市 要件：人口30万以上の市の申出に基づき政令で指定
	特例市 要件：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
	その他の市 要件：人口5万以上ほか
	町村
特別地方公共団体 ※組織・事務・権能等が特別の性格をもつ地方公共団体。	特別区 ※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度
	地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団 ※特定の目的のために設置されるもの

(出典) 総務省 HP より引用

基本原則

財産区制度の基本原則は、「財産区住民の福祉を増進すること」ならびに、「財産区のある市町村又は特別区の一体性を損なわないこと」であると、地方自治法で掲げられている（地方自治法第296条の5第1項）。

基本原則の前者は、財産区内の住民の全体的あるいは公共的利益の増進を意味する。このため、財産区の収入は、現金のまま、財産区民に分配することはできないと解釈されており、公共施設の修理費や地域行事費に当てられることが多い。

一方で、後者は、財産区の収益は、財産区住民の範囲内で独占することなく、財産区以外の市町村内の他住民にも、その利益を共有するべきであることを意味している。後者の規定は、市町村に財産区の保有財産を統合したいという意向から生まれた規定だと考えられており、前者の原則と根本的に対立するものであり、根本的な矛盾である(泉ら, 2011)と指摘されている。財産区では、この二つの基本原則に従って、財産の管理・活用が行われている。

設置機関

財産区の事務処理は基本的に財産区が存在する市町村長が行うことになっている。しかし、財産区に居住する住民の意思を財産区の運営に反映できるように、財産区議会や総会、財産区管理会などの機関を設けている場合が多い。各機関の概要は泉ら(2011)に詳細が記載されているので以下はそれを参考にした。

ア) 財産区議会

知事が必要と認めるとき、条例制定によって設置できる機関である（地方自治法295条）。財産区会計の予決算や、財産区に関する条例の制定・改廃など、財産区に関する事項を財産区議会で議決する権限を持つ。但し、財産区議会の改廃については市町村議会の議決によると解釈され、財産区議会は不安定な状態に置かれている。

イ) 総会

財産区の住民が少数であり、その意思を決定するために容易に住民が集まれる場合に設置される。設置の手続き・権限・組織については財産区議会と同様である。

ウ) 財産区管理会

1954(昭和29)年の地方自治法改正時、財産区議会や総会よりも住民の意志を反映でき、手続きが簡素な機関を設置するため、新たに設置された。審議機関であると同時に執行機関でもある。財産区管理会の権限は限定され、市町村からの独立性は低い。財産区管理会は7名以内の管理会委員によって組織され、その任期は4年となっている(地方自治法第296条の2)。

現在、これらの機関を設置している財産区が多いが、機関を設置せず、住民の間に独自の規定を設け、財産を管理・活用している財産区も多く存在する(泉ら, 2011)。

財務に関する規定

地方自治法では、財産区の財産及び公共施設に関して、特に要する費用は、財産区の負担とされる（地方自治法第 294 条第 2 項）。この、特に要する費用とは、財産区事務の先住者の費用、財産区事務のための諸手当、旅費、消耗品などを指すものである。「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。」（地方自治法第 294 条第 3 項）とあるものの、特別会計の設置を義務づけられているわけではない。

また、課税については、財産区の財産は公有財産という位置づけであるため、その財産に対する固定資産税に加えてその財産から生ずる収益に対する市町村民税の対象とされない（泉ら, 2011）。この点が、既に述べた法人格を与えられた認可地縁団体との大きな違いとなっている。

4.2 現在の財産区の概況

ここでは、泉ら（2008, 2011）が 2007 年から開始した全国の財産区を対象としたアンケート調査（以降、悉皆調査と記述する。）に基づき、財産区の概況を述べる。

第一に、全国の財産区が、保有・管理する財産の種類について述べる。財産区では、動産・不動産を問わず、様々な財産が保有されている。泉ら（2008, 2011）の悉皆調査によると、財産区が保有・管理する財産の内容は、山林【2,019】、墓地【950】、用水地・沼地（ため池を含む）【750】、宅地【618】、原野【553】、田・畑【182】、雑種地【167】、保安林【90】、堤塘【89】、公衆用道路【75】、用悪水路・井溝【34】、鉱泉地【19】、境内地【15】、現金・預金・有価証券【12】などである。その他にも、少数ではあるが、公園、学校用地、上水道、共同浴場、牧場などの財産も保有されている。

図 2 は、全国の財産区が保有・管理する主な財産

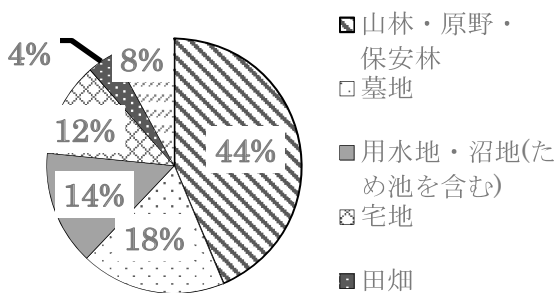


図 2 全国の財産区が保有・管理する財産の内訳

泉ら、『コモンズと地方自治』（日本林業調査会, 2011）、pp.66 のデータより筆者作成

の内訳を示したものである。最も多く保有されているのが、山林・原野・保安林（以降、山林野と記述する。）であり、全体の 4 割を占めている。山林野に関しては、住民による熱心な管理が継続して行われている財産区が、多いことが特徴である。これは、他の財産に比べ、保有している山林野を活用して、祭事や、財産区民以外を招き入れるようなイベントを行えることが、財産区民の財産区への意識を持たせていることが関係していると考えられる（三俣ら, 2008）。

第二に、財産区の分布状況について述べる。2007 年 3 月 31 日の時点では、運営中の財産区を設置する市町村は 442 団体、財産区数は 3,710 である（泉ら, 2011）。図 3 は、泉らの悉皆調査による主要な財産の種別ごとにみた日本の財産区の分布図である。この図から、財産区を設置しているか否か、財産区設置数には地域によって偏りがあることが分かる。山林や原野などの財産区は、全国的に広く分布しているが、これら以外の財産を保有する財産区は、関西～中国地方、九州北部などに集中して分布していることが特徴として挙げられる。また、財産区が分布していない地域がある。入会慣行は、全国各地で行われていることが確認されているが（川島ら, 1959）、北海道、埼玉県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県には、財産区が設置されていない。これらの違いは、前項で整理したように、明治初期の近代的所有権の導入以降、各都道府県・市町村が辿った軌跡が大きく関係していると考えられる。

5. 長崎の財産区の概要

長崎市内の財産区の成立の沿革を整理した上で、現在の長崎市の財産区の現況を、長崎市総務局理財部財産活用課が保有する財産区に関する資料と聞き取りなどからまとめる。

5.1 市域拡張と財産区の成立

江戸時代、長崎は、藩主のいない、幕府の直轄地（天領）の一つであった。しかし、その後、1868 年（明治元年）、新政府により天領が没収され、さらに 1878（明治 11）年、長崎市街地が長崎区となり、総町数 87 町の自治体となった（長崎市史年表, 1981; 新長崎市史, 2013）。図 4 は、1882（明治 15）年当時の長崎区の全体図である。長崎天領時代の「市中」と「郷」のうち、市中の地域が長崎区であり、長崎区の周辺に位置していた郷は 1889 年（明治 22 年）の市制施行以降、長崎市市の拡張とともに市へ併合されていった。現在、長崎市内の多くの財産区の名称に「郷」が残っているのは、このような理由による。

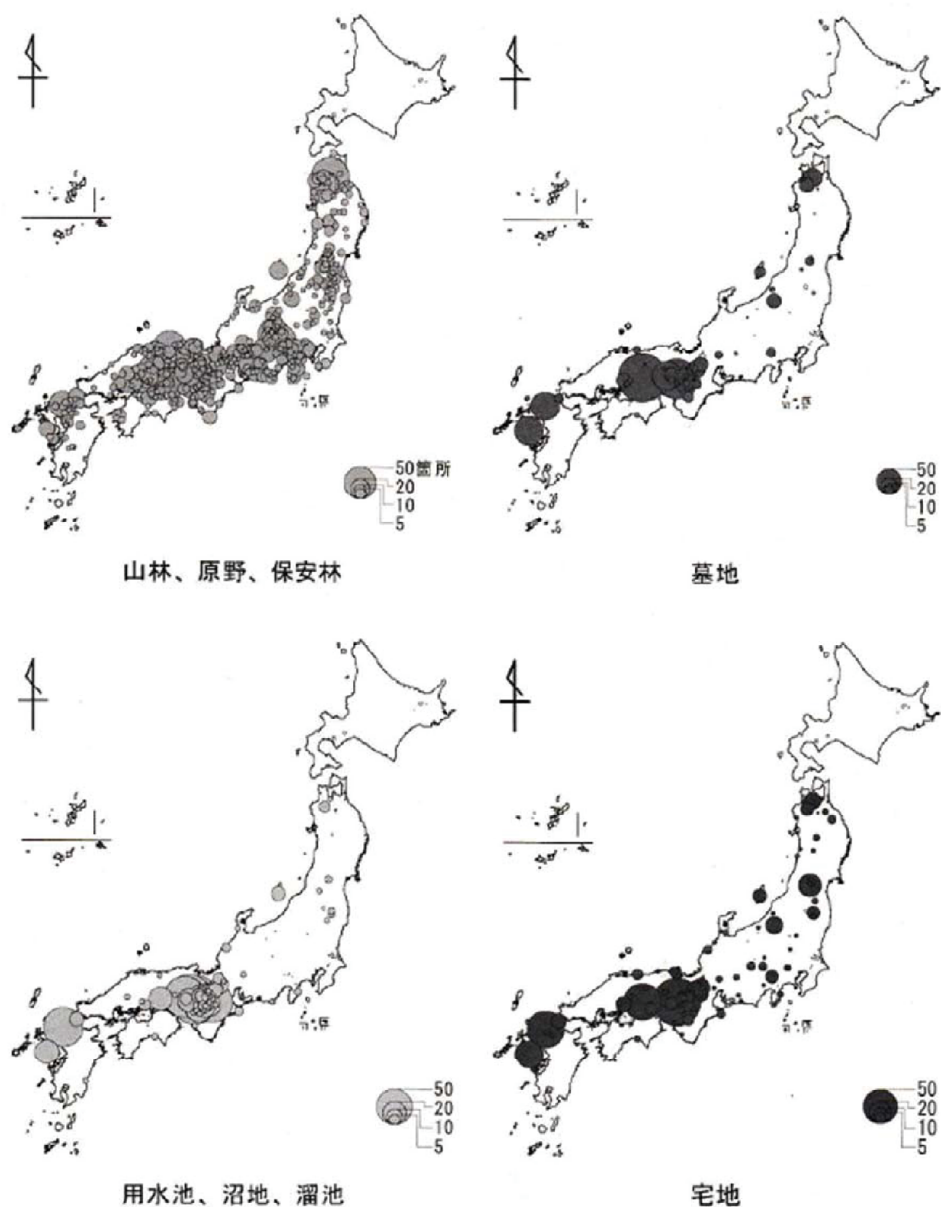


図3 主要な財産種別によって見た日本の財産区の分布

(出典) 泉 留維・齋藤暖生・山下詠子・浅井美香 (2008) 『財産区悉皆調査報告書—ローカル・コモンズとしての財産区—』, p.24 より引用.

「長崎市史年表」(1981)によると、1889(明治22)年には、長崎区に市制が施行され、長崎区と、上長崎村・下長崎村(現在の西彼杵郡)の一部が、合併により長崎市となった(総町数90町、戸数4846戸、人口4万3351人)。この際、地域財産を地域住民が保有し続けるために、市の最初の財産区として長崎区から19地区、上長崎村から6地区、下長崎村から3地区の、合計28の財産区が設置された。この当時あった長崎区の19財産区は、その後6財産区が消滅し、13財産区が現在に至

っている。

その後の財産区の設置は、市域拡張計画時に行われている。長崎市では、1898(明治31)年から2006(平成18)年までの間に、12度の市域の拡張が行われており、財産区の成立に関係している長崎市域拡張計画は、明治31年から昭和48年までの間に施行された8つの市域拡張計画である。第1次市域拡張計画では、17の財産区、第2次市域拡張計画では、5の財産区、第3次市域拡張計画では、4の財産区、第5次市域拡張

張計画では、5の財産区、第6次市域拡張計画では、5の財産区、第7次市域拡張計画では、16の財産区、第8次市域拡張計画では、9の財産区、第9次市域拡張計画では、10の財産区が成立し、最大99の財産区が長崎市内に存在していた。しかし、消滅した財産区が複数あったため、現在の長崎市内の財産区は、87となっている。

現在の長崎市内の財産区長崎市域拡張と財産区の成立の歴史については、長崎市総務局理財部財産活用課からの情報を基に表4に整理した。

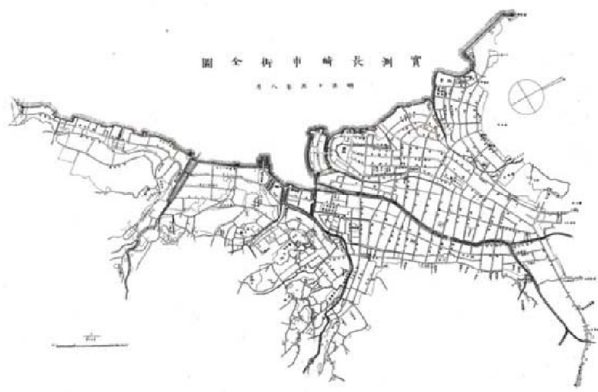


図4 市制施行以前の長崎の全体図

(出典) 出版者不明、「實測長崎市街全圖」(1882)

5.2 長崎市内の財産区

表5は全国で財産区設置上位10市町村を示したものである。長崎市は、全国の財産区設置市町村の中で6番目に財産区数が多い市町村でもあり、九州では、福岡県に次いで、2番目に財産区数が多い市町村である。

表5 財産区設置上位10市町村

都道府県	市町村	財産区数
岡山県	岡山市	315
兵庫県	神戸市	159
福岡県	福岡市	122
兵庫県	加古川市	106
青森県	青森市	88
兵庫県	三木市	87
長崎県	長崎市	87
奈良県	天理市	66
大阪府	大阪市	65
大阪府	和泉市	57

泉ら、「コモンズと地方自治」(日本林業調査会:2011), pp.63より引用(注:泉らの表では長崎市の財産区数は86であったが、2013年11月に実施した長崎市財産活用課での聞き取りでは87であった。)

現在、長崎県内には、89の財産区が設置されている。その内、長崎市が87財産区、五島市が2財産区を保有しており、県内の財産区は長崎市に集中していることが分かる。

長崎市内の財産区有財産の種類は、2013年現在、8種類で、山林【7】、保安林【4】、原野【6】、墓地【60】、用水地・沼地【22】、宅地【34】、田・畑【4】、雑種地【9】である(【】内は財産保有財産区数)。図5は長崎市内の財産区が保有・管理する土地財産の種類別件数の内訳をグラフに表したものである。墓地財産が、全体の約41%を占めていることから、長崎市の財産区の特徴は墓地財産件数の多さにあることがわかる。この特徴については、長崎市特有の地形や歴史が関係しているのではないかと考えられる。

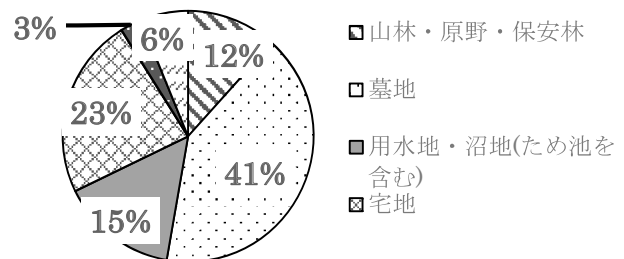


図5 長崎市内の財産区が保有・管理する土地財産の内訳

長崎市総務局理財部財産活用課の資料(財産区の運営について、平成23年3月31日現在)を参考に筆者作成

長崎県内の財産区が長崎市に集中している点、全国でも財産区数が比較的多い自治体であるという点の理由付けとなる資料の存否を、現在、筆者らは確認できていない。しかし、長崎市財産活用課からは、長崎の一部が天領であったということが要因の一つではないかという回答が得られた(2013年11月1日、長崎市役所総務局理財部財産活用課への聞き取り調査による)。長崎には、明治時代以前、松浦郡5村、彼杵郡6村、高来郡5村の天領が存在していた。全ての他の市町村地域で、財産区が多いというわけではないため、これが明確な原因であるとは言い難い。しかし、長崎には地域を治める藩がなく、幕府の直轄領であったという点を踏まえると、当時の長崎の住民は、財産は自分たちのものであるという意識が高く、また、藩主が存在しなかったため、他の地域よりも、財産を住民たちの共有としやすい環境が存在したのではないかと考えられる。

近代日本における財産区制度の変遷と長崎

表4 長崎市域拡張と財産区の成立の歴史

年月日	政策	合併・編入等により長崎市の区域となった財産区	財産区数
1889 (明治22)年 4月1日	市政町制施行	長崎区と上長崎村、下長崎村の各一部が合併、長崎市が成立 ・長崎区：馬町、 <u>勝山町</u> 、小川町、船津町、大黒町、万屋町、銀屋町、紺屋町、桶屋町、大井手町、出来大工町、油屋町、銅座町、 <u>今籠町</u> 、本五島町 <u>西上町</u> 、 <u>東上町</u> 、 <u>豊後町</u> 、 <u>江戸町</u> ・上長崎村：伊良林郷、馬場郷、夫婦川郷、片淵郷、岩原郷、船津郷の一部 ・下長崎村：高野平郷、小島郷、十善寺郷の一部	28
1898 (明治31)年 10月1日	第1次 市域拡張	小松原知事が人口増加にともない、村民の反対を押しきり編入を断行【17】 ・上長崎村：中川郷 ・戸町村：大浦郷、下郷、上郷 ・浦上淵村：西泊郷、立神郷、岩瀬道郷、水ノ浦郷、瀬ノ脇郷、平戸小屋郷、船津郷、引佐郷、竹の久保郷、寺野郷、鮑ノ浦郷 ・浦上山里村：中馬込郷(馬込郷の一部)、里郷馬込郷、里郷の各一部	45
1920 (大正9)年 10月1日	第2次 市域拡張	西彼杵郡上長崎村と浦上山里村を市域に編入【5】 ・上長崎村：本河内郷、西山郷、木場郷 ・浦上山里村：中野郷、本原郷	50
1938 (昭和13)年 4月1日	第3次 市域拡張	西彼杵郡小榑村、土井首村、小ヶ倉村、西浦上村を市域に編入【4】 ・土井首村：平山町、竿の浦町 ・西浦上町：三組川内郷、川平郷	54
1955 (昭和30)年 1月1日	第5次 市域拡張	長崎市の第5次市域拡張により西彼杵郡福田村と深堀村を市域に編入【5】 ・福田村：小江郷、小浦郷、大浦郷、本村郷、小浦船津郷	59
1955 (昭和30)年 2月1日	第6次 市域拡張	西彼杵郡日見村を市域に編入【5】 ・日見村：網場町、宿町、小崎名、河内名、古賀浦名	64
1962 (昭和37)年 1月1日	第7次 市域拡張	西彼杵郡茂木町と式見町を市域に編入【16】 ・式見村：向郷、本村郷、大崎郷、相川郷、仲通郷、田舎郷、牧野郷 ・茂木町：田上名、北浦名、木馬名、田手原名、大田尾名、飯香の浦名、宮摺名、大崎名、千々名	80
1963 (昭和38)年 4月20日	第8次 市域拡張	西彼杵郡東長崎町を市域に編入【9】 ・東長崎町：田中名、田ノ浦名、木場名、牧島名、上戸石名、松原名、中里名、向名、東名	89
1973 (昭和48)年 3月31日	第9次 市域拡張	西彼杵郡三重村を市域に編入【10】 ・三重村：多以良郷、榎山郷、遠木場郷、京泊郷、向郷、三重田郷、東榎郷(榎山郷の一部)、畝刈郷	99
2013 (平成25)年 10月1日 現在	—	消滅した財産区【▲12】 ・昭和39年頃：西上町、東上町 ・昭和42年頃：豊後町 ・昭和43年頃：江戸町 ・昭和44年：勝山町 ・昭和51年：鮑ノ浦郷 ・昭和55年：今籠町 ・昭和56年：小江郷、小浦郷、本村郷、小浦船津郷 ・昭和60年：上郷	87

※下線の財産区は、既に消滅した財産区 ※※【】内の数字は、財産区増加数
長崎市総務局理財部財産管理課の資料(長崎市財産区の状況)を参考に筆者作成

財産区が保有・管理する財産は、動産・不動産を問わないが、その殆どは、土地や家屋の不動産である。ここでは、その規模について、長崎市内の財産区有地の面積から整理する。

長崎市の財産区の土地面積は、山林・保安林が 190,111.71m²、原野が 56,800.00m²、墓地が 159,755.82m²、用水地・沼地が 2590.71m²、宅地が 7,873.49m²、田畑などが 329.00m²、雑種地が 6,570.93m² の、合計 424,031.66m² であり、長崎市の財産区面積の大半を、山林と墓地が占めている（長崎市財産活用課, 2011）。表 6 は、長崎市内の財産区が管理する土地面積の階級分布を示したものである。この表に示すように、長崎市が保有する財産区管理土地面積は、500m²以下のものが最も多く、62 の財産区が該

表 6 長崎市内の財産区管理土地面積の階級分布

面積(m ²)	財産区数	割合
～500	62	46.62%
～1,000	21	15.79%
～1,500	10	7.52%
～2,000	8	6.02%
～2,500	10	7.52%
～3,000	3	2.26%
～5,000	4	3.01%
～10,000	6	4.51%
～20,000	4	3.01%
～30,000	2	1.50%
～40,000	1	0.75%
～50,000	2	1.50%

長崎市総務局理財部財産課の資料（財産区有財産一覧表）を参考に筆者が作成

当している。この数は、長崎市の財産区有財産の約 47% を占めており、多くの財産区が 500m²以下の財産を保有している。管理している財産の種類については、宅地、用水地・沼地（ため池を含む）、田畑、雑種地は、その殆どが、1,500m²以下の土地に属する財産である。また、山林、原野、保安林は、その財産数は多くはないが、土地面積の広狭に関係なく、広く分布していることと、30,000m²以下、40,000m²以下、50,000m²以下の、広い土地に属する 5 つの財産は、全て山林、原野、保安林であることが、特徴である。墓地に関しては、500m²以下の土地から 5,000m²の土地に多く分布しており、最大、20,000m²以下の土地に属する墓地も複数存在する。

上記のように、長崎市の財産区が管理する土地面積は 500m²以下のものが圧倒的に多く、これら市内に散在する小規模の土地について、高齢化する地域コミュニティによる維持管理や有効活用が課題となっている。

6. 結論と考察

近年、地域の活力を取り戻すため、地域活性化活動が活発化し、資源の持続可能な管理システムであるコモンズについて積極的に議論が交わされるようになった。我が国においては、このコモンズ概念に相当するものの一つとして、近世以降に発達した入会制度が挙げられる。この入会地の一部は、財産区という形で現代に残されている。本稿では、明治以降財産区がたどった歴史を文献から概観し、財産区の管理・維持の現状を探り、長崎市における財産区の歴史と現在の状況を理解し、その特徴と問題点を把握した。

日本におけるコモンズ研究では入会地の法制度研究が多く行われて来たが、近年では地域の環境資源管理によってもたらされる環境保全機能や地域財源機能など様々な機能に関する研究の蓄積が多くなって来た。参加型森林管理など、積極的な市民参加による地域のコモンズを再生し、地域社会を活性化するという可能性も示唆されている。近年、泉ら(2011)が実施した財産区悉皆調査のように、全国レベルで財産区の現状を把握しようとする試みがある。これらの研究成果と各地域での個別の財産区の事例を蓄積しながら、地域のコモンズを外部社会の変化に対応させながら、どの様に機能させていくのかが問われている。

財産区制度は、江戸時代早期の入会集団に起源をもつ。明治維新後の近代的所有権の導入によって解散された入会集団の一部から、明治の大合併によって、「旧財産区」が、昭和の大合併によって、「新財産区」が生まれた。平成の大合併後の財産区では、旧市町村と新市町村の間の認識の差によって、共有地の管理と活用に問題が生じ、その運営の自由度の低下が深刻化している。入会地を継承する形で設置された財産区は社会的変化や都市化の波にさらされている。そのような中で、一地方都市である長崎市の財産区の設立過程と現状を整理してみた。

長崎は天領の時代から明治新政府の近代日本へ移行するという特殊な歴史的経緯を持つ地域である。1889（明治 22）年の市制施行時、地域財産を地域住民が保有し続けるために、財産区が設置された。その後の財産区の設置は、数度の市域拡張計画時に行われており、現在、長崎市には、87 の財産区が存在する。全国の財産区設置市町村の中で 6 番目に財産区数が多い市町村でもある。長崎市の財産区の特徴は、墓地財産が多いことである。また、多くの財産区が小規模の土地財産を保有しながら現在に至っている。地域のコモンズである財産区の管理・利用主体は、地域コミュニティであり、地域で生活する住民である。これら地域が守り

続けてきた財産区財産の管理・活用を少子化、高齢化する地域社会の中で今後どの様に位置づけていくかが大きな課題となっている。

謝辞

本研究を遂行する上で、聞き取り調査と資料収集にご協力いただきました長崎市総務局理財部財産活用課の廣津弘簡氏、瀧下香菜氏、および貴重な文献をご提供いただきました三俣学氏、齋藤暖生氏へ厚く御礼申し上げます。

参考文献

- Feeny, D., F. Berkes, B.J. McCay, J.M. Acheson. (1990) The tragedy of the commons: Twenty-Two Years Later. *Human Ecology* 18(1): 1-19.
- Hardin, G. (1968). The Tragedy the Commons. *Science* 162: 1243-1248.
- Ostrom, E. (1980). *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge, Cambridge Univ. Press.
- D・フィーニ、F・バークス、B・J・マッケイ、J・M・アチェソン 著 (1990)、田村典江 訳 (1998) 「コモنزの悲劇 —その22年後」『エコソフィア』創刊号, pp.76-87, 昭和堂.
- 廣川祐司 (2010) 「社会変化に対応する地域戦略 —集落有財産の持続可能な管理と利用のために—」『*相関社会科学*』第20号, pp.53-69.
- 井上真・宮内泰介 編 (2001) 『シリーズ環境社会学 2 コモンズの社会学 —森・川・海の資源共同管理を考える』, 新曜社.
- 井上真 (2004) 『コモنزの思想を求めて』, 岩波書店.
- 泉 留維・齋藤暖生・山下詠子・浅井美香 (2008) 『財産区悉皆調査報告書—ローカル・コモنزとしての財産区—』, 文部科学省科学研究費補助金「持続可能な発展の重層的環境ガバナンス」「グローバル時代のローカルコモنزの管理」(A03)班報告書.
- 泉 留維・齋藤暖生・山下詠子・浅井美香 (2011) 『コモنزと地方自治 —財産区の過去・現在・未来—』, 日本林業調査会.
- 岡本常雄 (2010) 「「共有入会地」と「旧財産区有地」の区別基準について」『*Low and practice*』No.4, pp.219-243.
- 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三 (1959) 『入会権の解体 I』, 岩波書店.
- 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三 (1961) 『入会権の解体 II』, 岩波書店.

- 川島武宜・潮見 俊隆・渡辺 洋三 (1968) 『入会権の解体III』, 岩波書店.
- 倉田和四生 (1977) 「大都市における財産区管理の実態 (その1) —神戸市の例—」『*関西学院大学社会学部紀要*』34, pp.1-11.
- 倉田和四生 (1978) 「大都市における財産区管理の実態(その2) —神戸市の例—」『*関西学院大学社会学部紀要*』37, pp.23-33.
- 出版者不明 (1882) 「實測長崎市街全図」国立国会図書館所蔵.
- 市制百年長崎年表編さん委員会 (1989) 『市制百年長崎年表』, 長崎市.
- 総務省 「地方公共団体の種類(こつて)」. http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html (最終閲覧日 2013年10月21日)
- 総務省 「地方自治月報」第55号.
- 鳥越皓之 (1997) 「コモنزの利用権を享受する者(←特集>コモنزとしての森・川・海)」『*環境社会学研究*』(3), pp.5-14.
- 中尾英俊 (2009) 『入会権—その本質と現代的課題』, 勁草書店.
- 長崎県「ながさき森林環境税事業 第1期【平成19年～平成23年度】」. http://www.n-nourin.jp/rinmuka_2/kankyou/hozen_jigyou.html (最終閲覧日 2014年1月22日)
- 長崎市「平成24年度 長崎市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書」.
- 長崎市「平成24年度 長崎市の都市計画 資料編」.
- 長崎市「風致地区の概要」.
- 長崎市総務局理財部財産活用課 (2011) 「財産区の運営について」
- 長崎市史年表編さん委員会 (1981) 『長崎市史年表』, 長崎市.
- 長崎市史年表編さん委員会 (2013) 『新長崎市史 第四巻 現代編』, 長崎市.
- 長崎市史年表編さん委員会 (2014) 『新長崎市史 第三巻 近代編』, 長崎市.
- 間宮陽介・廣川祐司 編 (2013) 『コモنزと公共空間 —都市と農漁村の再生に向けて—』, 昭和堂.
- 三俣学 (2001) 「コモنز論から見た財産区制度の環境保全的意義 —滋賀県伊賀郡伊賀町大原財産区有林を事例として—」『*林業経済研究*』vol.47, No3, pp.41-48.
- 三俣学 (2004) 「財産区有林の管理実態に関する環境経済学的考察 —岩手県江刺市・滋賀県甲賀町の財産

区有林を事例として一」『京都精華大学紀要』第 27 集, pp.109-128.

三俣学・森元早苗・室田武 編 (2008) 『コモンズ研究のフロンティア —山野海川の共的世界—』, 東京大学出版会.

三俣学・齊藤暖生 (2010) 「環境資源管理の協治戦略と抵抗戦略に関する一試論 —行政の硬直的対応下にある豊田市稲武 13 財産区の事例から—」『商大論集』第 61 巻, 第 2・3 号, pp.151-178.

室田 武 編 (2009) 『グローバル時代のローカルコモンズ』, ミネルヴァ書房.

渡辺洋三 編 (1974) 『入会と財産区』, 勁草書店.